

平成23年11月15日

保健総務課

電話：0742 - 93 - 8392

### 平成22年奈良市合計特殊出生率について

今般、国より平成22年人口動態調査の奈良市分のデータ提供があり、奈良市で独自に平成22年合計特殊出生率を算出したので公表します。

#### 記

- ・平成22年合計特殊出生率 1.25

合計特殊出生率とは、女性が出産可能な年齢を15才から49才と規定しそれぞれの出生率を出し、足し合わせることで人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示したものです。

## 平成22年 奈良市 合計特殊出生率 計算シート

| 母の年齢階級 | 出生数 (A) | 女子人口 (B) | (1) ÷ (2) × 5 (C) |
|--------|---------|----------|-------------------|
| 15～19歳 | 38      | 8,750    | 0.021714286       |
| 20～24歳 | 238     | 9,758    | 0.12195122        |
| 25～29歳 | 745     | 10,386   | 0.358655883       |
| 30～34歳 | 1,066   | 11,179   | 0.476786832       |
| 35～39歳 | 670     | 14,173   | 0.236364919       |
| 40～44歳 | 99      | 13,230   | 0.037414966       |
| 45～49歳 | 2       | 12,321   | 0.000811622       |
|        | 2,858   | 79,797   | <b>1.25</b>       |

……合計特殊出生率  
(少数点第三位四捨五入)

女子人口 (B) は、奈良市の住民基本台帳(平成22年10月1日現在)に基づく数字を使用

通常、国が、国や県の合計特殊出生率を算出する際の人口は、推計人口を使用して算出していますが、奈良市では、「男女別・5歳階級別の推計人口」がありませんので、奈良市の合計特殊出生率の算出にあたっては、上記のとおり「住民基本台帳」に基づき算出しています。  
したがって、国が公表する「国、都道府県別の合計特殊出生率」とは算出基礎が異なります。

## 合計特殊出生率の推移

| 区分  | 平15  | 平16  | 平17  | 平18  | 平19  | 平20  | 平21  | 平22         |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|-------------|
| 奈良市 | 1.14 | 1.09 | 1.15 | 1.10 | 1.14 | 1.12 | 1.17 | <b>1.25</b> |
| 奈良県 | 1.18 | 1.16 | 1.19 | 1.22 | 1.22 | 1.22 | 1.23 | 1.25        |
| 全国  | 1.29 | 1.29 | 1.26 | 1.32 | 1.34 | 1.37 | 1.37 | 1.39        |

注1: 奈良県及び全国の数値は厚生労働省の発表数

注2: 奈良市では、平成21年までは、算出の分母に「奈良県住民基本台帳及び外国人登録に基づく年齢別人口」を使用

## 算出方法

### ・国の場合

$$\left. \begin{array}{l} \frac{A \text{ 15} \sim \text{19} \text{歳の日本人女子が出産した児の数}}{B \text{ 推計人口 15} \sim \text{19} \text{歳女子人口}} \times 5 \\ + \\ \vdots \\ + \\ \frac{A \text{ 45} \sim \text{49} \text{歳の日本人女子が出産した児の数}}{B \text{ 推計人口 45} \sim \text{49} \text{歳女子人口}} \times 5 \end{array} \right\} = C \text{ 合計特殊出生率}$$

### ・奈良市の場合

(平成22年)

$$\left. \begin{array}{l} \frac{A \text{ 15} \sim \text{19} \text{歳の日本人女子が出産した児の数}}{B \text{ 住民基本台帳 15} \sim \text{19} \text{歳女子人口}} \times 5 \\ + \\ \vdots \\ + \\ \frac{A \text{ 45} \sim \text{49} \text{歳の日本人女子が出産した児の数}}{B \text{ 住民基本台帳 45} \sim \text{49} \text{歳女子人口}} \times 5 \end{array} \right\} = C \text{ 合計特殊出生率}$$

(平成21年以前)

$$\left. \begin{array}{l} \frac{A \text{ 15} \sim \text{19} \text{歳の日本人女子が出産した児の数}}{B \text{ 住民基本台帳} + \text{外国人登録 15} \sim \text{19} \text{歳女子人口}} \times 5 \\ + \\ \vdots \\ + \\ \frac{A \text{ 45} \sim \text{49} \text{歳の日本人女子が出産した児の数}}{B \text{ 住民基本台帳} + \text{外国人登録 45} \sim \text{49} \text{歳女子人口}} \times 5 \end{array} \right\} = C \text{ 合計特殊出生率}$$

推計人口とは

わが国の人口の実態は国勢調査によって明らかにされるが、毎月、毎年的人口は国勢調査では分からないので、総務省や県などでは人口を推計している。推計の仕方は、国（総務省）や各県等、それぞれの方法で推計している。

<算出方法の一例>

毎月の推計人口 = 基準人口 + 自然動態 + 社会動態 + 国籍の移動

\* 基準人口は、国勢調査による人口を基礎とし、毎月の算出をして得られた数